

- 十、現構監督は首業を譲られたまふ事
- 十一、無職の仕事に行く者は中央區の紹介所に行かずに直
接原崎現構事務所にて受け付けられる様取計はれたまふ事
- 十二、指定人共整理

以上

五、第一回交渉

八日午前十時前記代表者等は事務所に専長を訪問會見
し交渉の結果

- 一、は七月上旬より新事業に着手することになつてゐ
る
- 二、三、四、五、は拒絶
- 六、考慮す
- 七、英審決助法の範圍内に於て取扱ふの外なし

- 八、拒絶
 - 九、十、考慮す
 - 十一、仕事増加に伴ひ實現せしむ
 - 十二、不必要の都合は差控す
- 以上の如く回答を得たるも代表者は之を不満として正
午一應事務所を退去し北九州金屬労働組合事務所引
揚げ専長との會見願本を一同に報告せしたるに一同は
大いに憤慨して警察當局の制止も聞かず大暴して事
務所に押し掛くる事とに成り、一時事務不遂と
なつたので事務所前八幡警察署境内に集まり、警察署長
の結果面談を求め、六名の代表者を以て再交渉を要す
こととなつた

五、第二回交渉